

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成28年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新潟ホーム管理サービス

3 代表者の氏名

青木 英朗

4 主たる事務所の所在地

上越市春日新田一丁目3番39号パークシティビル102

5 定款に記載された目的

この法人は、空き家所有者に対して、適切な空き家活用提案と、地域住民に対して、地域に悪影響を及ぼさないよう空き家管理に関する事業を行い、安全で安心して暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 環境の保全を図る活動

(4) 地域安全活動

(5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 情報化社会の発展を図る活動

(8) 経済活動の活性化を図る活動

(9) 全各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動